

附則

		第八号に掲げる器具 第九号及び 掲げる施設				第六号に掲 並びに同条 掲げる施設				建築物 車駐車場				その他のもの			
		階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三のもの	階数が四以上のもの	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三のもの	階数が四以上のもの	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三のもの	階数が四以上のもの	階数が二のもの			
		Aに○・○○六を乗じて得た額	Aに○・○○九を乗じて得た額	Aに○・○○一三を乗じて得た額	Aに○・○一八を乗じて得た額	Aに○・○○六を乗じて得た額	Aに○・○○九を乗じて得た額	Aに○・○○一三を乗じて得た額	Aに○・○一八を乗じて得た額	Aに○・○○六を乗じて得た額	Aに○・○○八を乗じて得た額	Aに○・○○一五を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額	階数が三のもの			
		Aに○・○○九を乗じて得た額	Aに○・○一三を乗じて得た額	Aに○・○○一六を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○○八を乗じて得た額	Aに○・○一五を乗じて得た額	Aに○・○○一六を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○○八を乗じて得た額	Aに○・○一五を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額	階数が四以上のもの			
		上空、トンネルの上又は 自動車専用道路（高架の ものに限る。）の路面下 に設けるもの				階数が一のもの				階数が一のもの				階数が二のもの			
		階数が二のもの				階数が二のもの				階数が二のもの				階数が三のもの			
		階数が三のもの				階数が三のもの				階数が三のもの				階数が四以上のもの			
		階数が四以上のもの				階数が四以上のもの				階数が四以上のもの				階数が四以上のもの			
		占用面積一平方メートルにつき一年				Aに○・○○六を乗じて得た額				Aに○・○○九を乗じて得た額				Aに○・○一八を乗じて得た額			
		Aに○・○○六を乗じて得た額				Aに○・○○八を乗じて得た額				Aに○・○○一三を乗じて得た額				Aに○・○一六を乗じて得た額			
		Aに○・○○九を乗じて得た額				Aに○・○○一六を乗じて得た額				Aに○・○○一五を乗じて得た額				Aに○・○一六を乗じて得た額			
		Aに○・○○一三を乗じて得た額				Aに○・○○一六を乗じて得た額				Aに○・○一六を乗じて得た額				Aに○・○一六を乗じて得た額			
		Aに○・○一八を乗じて得た額				Aに○・○一六を乗じて得た額				Aに○・○一六を乗じて得た額				Aに○・○一六を乗じて得た額			

に改め、同表

の備考第七号中「第七条第八号」を「第七条第九号及び第十号」に、「休憩所、給油所又は自動車修理所」を「施設」に改める。

令第七条
第十号に

この条例は、平成十九年一月四日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田県自然体験活動センター条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県条例第八十六号

秋田県自然体験活動センター条例

(設置)

第一条 豊かな自然との触れ合いを通じて行う体験活動その他の体験活動の機会を提供し、もって青少年の心身の健全な発達を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資するため、秋田県自然体験活動センター（以下「センター」という。）を山本郡八峰町八森字御所の台五十三番地の一に設置する。

(使用の許可)

第二条 センターの施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、秋田県教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、多目的ホールを貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

- 一 研修室
- 二 多目的ホール
- 三 宿泊室

(使用的許可の取消し等)

第三条 秋田県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 秋田県教育委員会の指示に従わなかつたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。

(使用料の徴収)

第四条 使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設（以下「研修室等」という。）を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

秋田県知事 寺 田 典 城

2 使用料は、研修室等の使用の都度徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により研修室等を使用することができなくなつた場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第七条 センターの管理は、法人その他の団体であつて秋田県教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 体験活動の機会の提供に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理に関し秋田県教育委員会が必要と認める業務

2 前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「秋田県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開所時間及び休業日に関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従つてセンターの管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

第十条 第七条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用の許可を受けて研修室等を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第四条から第六条までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

第十一條 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなけ

ればならない。

一 別表の規定を基準として定められていること。

二 第八条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならぬ。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十三条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により研修室等を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第四条、第十一条関係）

区	分	使 用 料 の 額
研修室	一室一時間につき	五〇〇円
多目的ホール	一時間につき	一、〇〇〇円
小学校児童及び中学校生徒	一人一泊につき	一、八〇〇円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	一人一泊につき	一、三〇〇円
宿泊室		

備考

一般

一人一泊につき

三、八〇〇円

一 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。

三 宿泊室を使用する場合において、小学校就学の始期に達するまでの者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。

四 宿泊室（和室に限る。）を秋田県教育委員会が別に定める目的で使用する場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、一室一時間につき一百円とする。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原社
電話863-8766 FAX-863-0000
E-mail:matsubara@natsubaranisatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄